

誓約書

慶應義塾大学 国際センター所長 殿

私は、2024 年度慶應義塾大学短期海外研修プログラム（春季）（以下「研修」）に出願、参加するにあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

1. 出願にあたり、慶應義塾大学（以下「本学」）国際センターWeb サイトに掲載されている研修概要および応募方法をよく確認し、理解した上で出願していること。
2. 日本での事前研修、および現地研修に全て参加すること。
3. 研修への参加が認められた場合には、出入国を含む現地研修期間中の事故等への対応のため、日本出発から帰着日まで（研修期間およびその後旅行や帰省等で引き続き日本を離れる場合はその期間を含む）、慶應義塾大学（以下、本学）国際センターの指定する海外旅行保険および危機管理支援サービスへ加入すること。なお、危機管理支援サービスが適用されるのは現地研修期間中に限られる。
4. 往路復路ともに本学が指定するフライトに搭乗すること。自己手配した便への搭乗等は認めない。
5. 個人情報について、国際センター、学生部国際交流支援グループ、所属学部・研究科、本学が指定する旅行会社、保険会社、危機管理支援サービスを提供する会社、関係省庁および在外公館が、事故時の対応、学生および保証人との連絡、研修の運営のために共有、利用することに同意すること。参加者同士の親交を事前に深めるため、事前研修の際に名前・メールアドレス等の個人情報を同講座参加者に共有することを含む。
6. 現地研修先大学で取得した成績情報、生活面の情報など個人情報を研修の運営のためにまたは学生の安全を守るために本学が現地研修先大学から提供を受けることに同意すること。
7. 現地研修参加中は本学が派遣する学生であることを自覚し、塾生としての品位と矜持を持って行動するとともに、現地研修先大学の規則を守り、学業に精励すること。
8. 現地研修先の国または地域の法令、研修先大学の規則および本学の諸規則を遵守するとともに、現地の社会秩序、公序良俗に反しないこと。
9. 現地研修先の国または地域では自己の責任において危機管理を行うこと。
10. 渡航時や帰国時、研修・団体行動を離れる休日（研修の設定されていない時間）での活動については自己の責任において行動すること。
11. 現地研修期間中およびその後の旅行中の自然災害、テロ災害、航空機等交通機関にかかわる事故ならびに前記以外の人為的、不慮不可抗力による事故、あるいは本人の故意または不注意による事故（本人の持病に起因するものを含む）によって生じた結果について、本学およびその関係者に損害賠償やその他の責任を負わせないこと。
12. 現地研修期間中およびその後の旅行中は、原則として自動車およびオートバイの運転はしないこと。
13. 現地研修先大学が所在する国または地域の治安・感染症などの状況によっては、日本政府（主に外務省）が発出する情報等（主に危険レベルや感染症危険情報レベル）をもとに本学が研修の中止・延期または帰国勧告を決定することがある。これらの事態等が生じることを理解し、本学の指示に速やかに応じること。
14. 留学先大学の方針により、研修の中止・延期または帰国勧告等（渡航からオンラインといった授業形態の変更等を含む）が決定されることがある。これらの事態等が生じることを理解し、本学の指示に速やかに応じること。
15. 前 2 項の中止・延期または帰国勧告等に伴って発生しうる航空券変更手数料等の追加費用は、参加者の負担となることを了承すること。
16. 渡航前は体調の自己管理に努めること。健康状態に何らかの異変が生じた場合は渡航前に速やかに本学に申し出ること。
17. 所定の期限以降に参加を辞退する場合は、辞退理由を問わず、裏面の記載に従い、キャンセル料を支払うこと。
18. 参加費用を納入した後であっても、事前研修などに無断で正当な理由なく参加しなかった場合、またはこの誓約書に記載された事項に違反した場合には、本学は本研修への参加許可を取り消す権利を有している。参加許可を取り消された場合の参加費用の返金については一切行われぬことに同意すること。
19. 現地研修前および現地研修期間中に、この誓約書に記載された事項に違反するなどして、本研修の参加者として不適格であると現地研修先大学または本学が判断した場合には、両大学は、本研修への参加資格を取り消す権利を有している。参加許可を取り消された場合の参加費用の返金については一切行われぬことに同意すること。
20. 慶應義塾創立 150 年記念奨学金海外学習支援（以下、「150 年記念奨学金」）受給者のうち、次の場合は奨学金の全額を返還すること。
 - 1) 奨学金を支給してから研修を開始するまでの間に、研修への参加を辞退した場合。
 - 2) 奨学金を支給してから研修を開始するまでの間に、参加資格を現地研修先大学または本学によって取り消された場合。
 - 3) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと本学が判断した場合。
 - 4) 研修を途中で中止した場合。
 - 5) 現地研修出発前および帰国後のアンケートや報告書等を締切りまでに提出できなかった場合。

（裏面に続く）

年 月 日

学部／研究科・学年 _____

学籍番号 _____

氏名 _____

保証人は、前ページに同意し、学生本人が前ページの誓約事項を遵守することを保証します。

年 月 日

保証人住所 〒 _____

E メールアドレス _____

保証人電話番号 _____

続 柄 _____

保証人氏名 _____

保証人氏名 (フリガナ) _____

なお、研修中の緊急連絡先が上記保証人と異なる場合は、次に記入してください。

住 所 〒 _____

E メールアドレス _____

電話番号 _____

続 柄 _____

氏 名 _____

氏 名 (フリガナ) _____

2024年度短期海外研修プログラム（春季）への参加を辞退する場合およびキャンセル料について

やむをえず参加を辞退する場合は、①ただちに学生部国際交流支援グループ（三田）に申し出ること。（短期海外研修プログラム担当 03-5427-1613）②事務局に連絡の後、書面による辞退届を提出すること。辞退日は学生部が書面による辞退届を受理した日となります。

申し出が遅れた場合、補欠者の繰上げ合格ができなくなるなど、研修の運営に多大な迷惑がかかります。また、辞退日によって以下のとおりキャンセル料がかかります。十分ご注意ください。

研修費用の キャンセル料	11月20日（水）～11月22日（金）	キャンセル料なし
	11月23日（土）～12月4日（水）	研修費用の50%
	12月5日（木）以降	研修費用の100%

※ 航空券代、海外旅行保険および危機管理支援サービスの費用等のキャンセル料については、講座参加許可者に配布する資料で別途ご案内します。